

第38回 京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年6月18日（金）

午後4時15分から

場所：京都市危機管理センター

（分庁舎4階オペレーションルーム、会議室1）

次 第

1 京都市における感染状況及び重点的注意事項

2 京都府まん延防止等重点措置等

3 京都市の取組

- 高齢者施設職員等へのPCR検査拡大
- 本市所管施設の対応
- 子育て支援施設等の対応
- 教育活動、図書館等の対応
- 市バス・地下鉄の対応

4 その他

5 本部長指示

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

氏 名	職 名
門川 大作	市長・本部長
岡田 憲和	副市長・副本部長
鈴木 章一郎	副市長・副本部長
吉田 良比呂	副市長・副本部長
三科 卓巳	危機管理監
安部 康則	新型コロナ対策・ワクチン接種統括監
中谷 繁雄	会計管理者
森元 正純	都市経営戦略監
北村 信幸	産業・文化融合戦略監 ((兼) 産業観光局長)
山中 博昭	文化芸術政策監
結城 実照	デジタル化戦略監
土橋 聰憲	観光政策監
林 建志	木の文化・森林政策監
川端 昌和	監察監
山本 和浩	環境政策局長
別府 正広	行財政局長
功刀 岳秀	行財政局 財政担当局長
下間 健之	総合企画局長
古川 真文	文化市民局長
三宅 英知	保健福祉局長
池田 雄史	保健福祉局医務担当局長 (保健所長)

久保 敦	子ども若者はぐくみ局長
鈴木 知史	都市計画局長
谷口 一朗	建設局長
武田 淳	北区長
原 真弓	上京区長
古瀬 ゆかり	左京区長
松田 晃郎	中京区長
高畠 重勝	東山区長
大西 利加子	山科区長
山本 亘	下京区長
並川 哲男	南区長
北川 洋一	右京区長
宮崎 秀夫	西京区長
安田 淳司	西京区洛西担当区長
山本 ひとみ	伏見区長
荒木 修生	伏見区深草担当区長
村中 俊文	伏見区醍醐担当区長
山内 博貴	消防局長
山本 耕治	公営企業管理者交通局長
吉川 雅則	公営企業管理者上下水道局長
稻田 新吾	教育長
山田 聰	市会事務局長

資料 1

新型コロナウイルス感染者数（京都市内、日別）

※ 6/17 現在

累計 11,344人

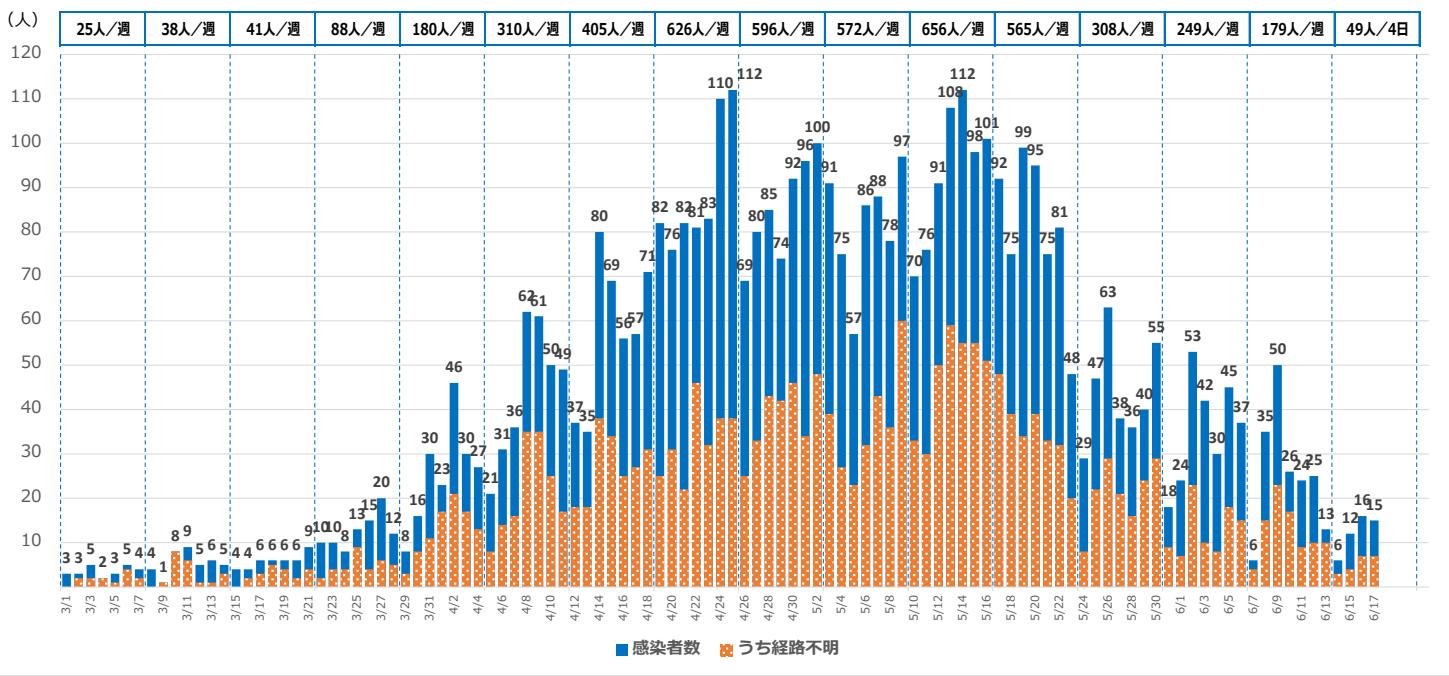
【参考】3/1からの状況
感染経路判明分 6,699人 (59.1%)
感染経路不明分 4,645人 (40.9%)

【参考】3/1からの状況

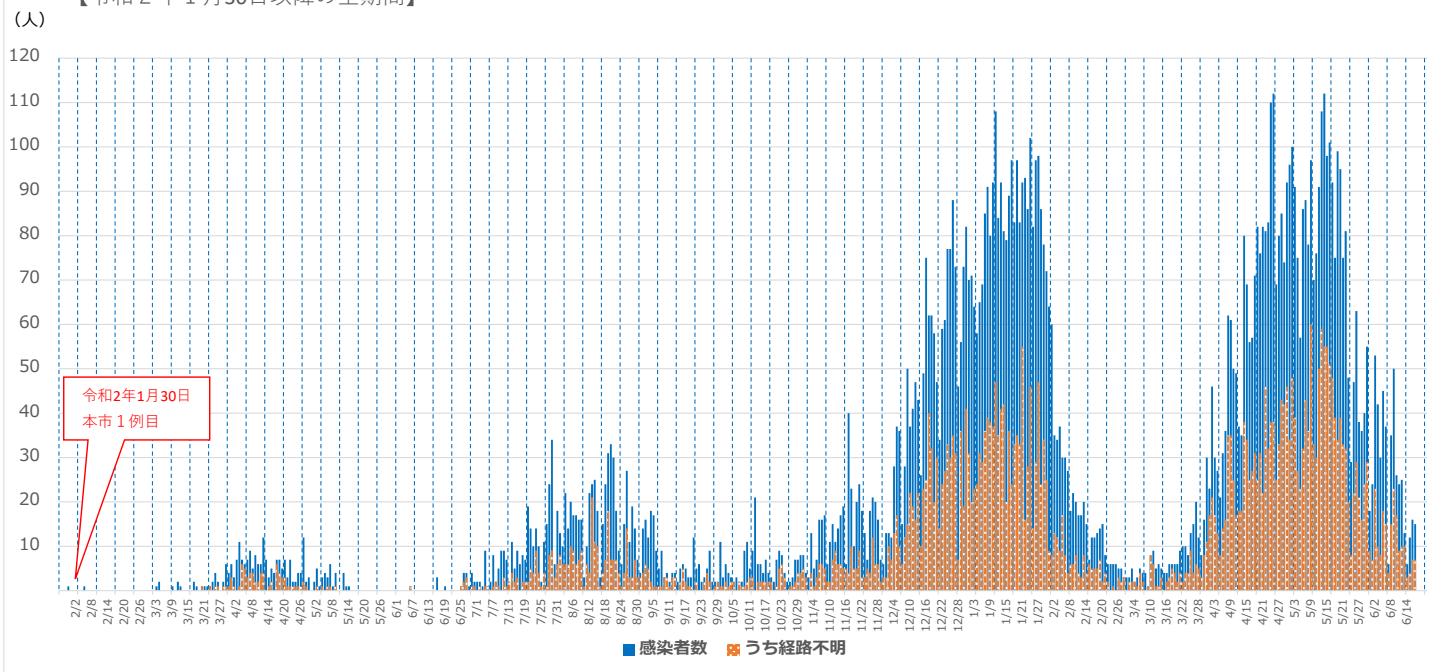
累計 4,887人

感染経路判明分 2,680人 (54.8%)
感染経路不明分 2,207人 (45.2%)

(3/1～)



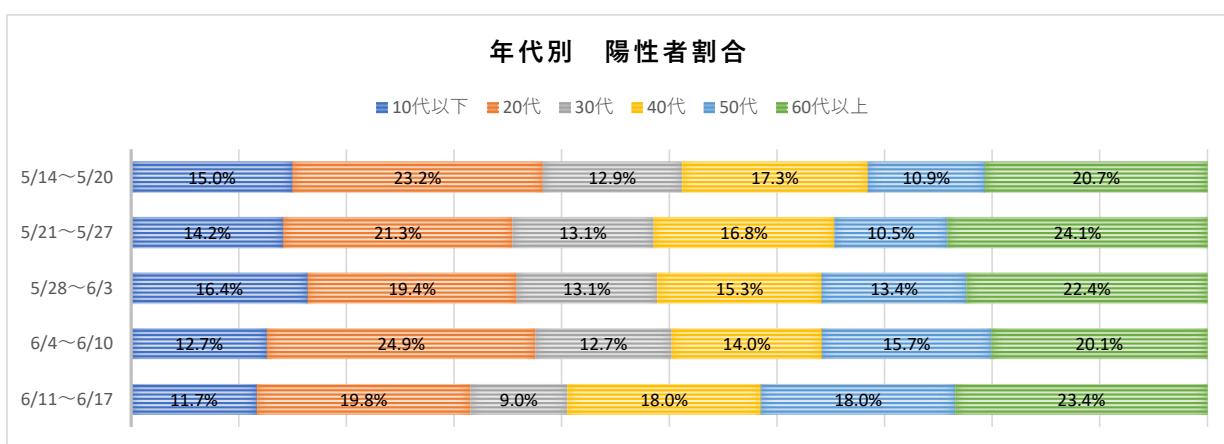
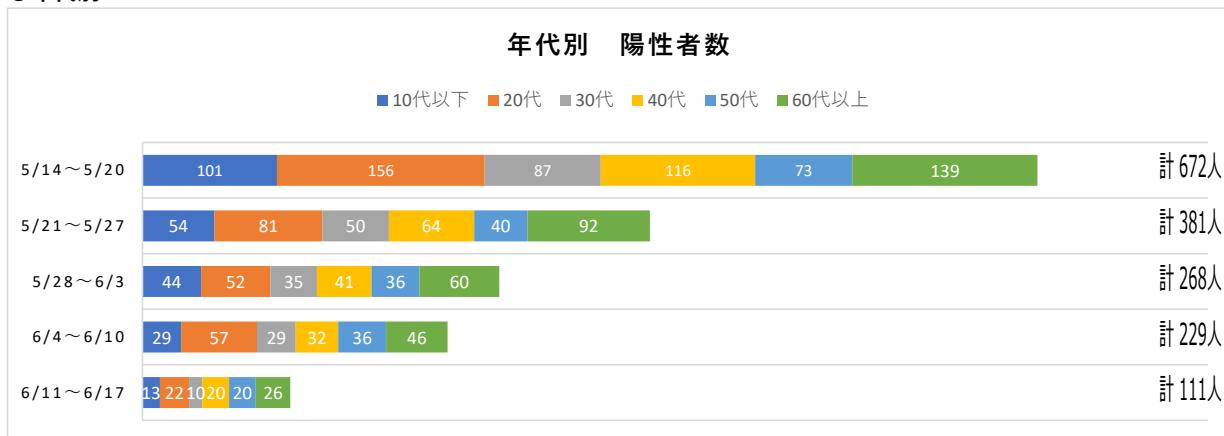
【令和2年1月30日以降の全期間】



本市における新型コロナウイルス感染者の状況

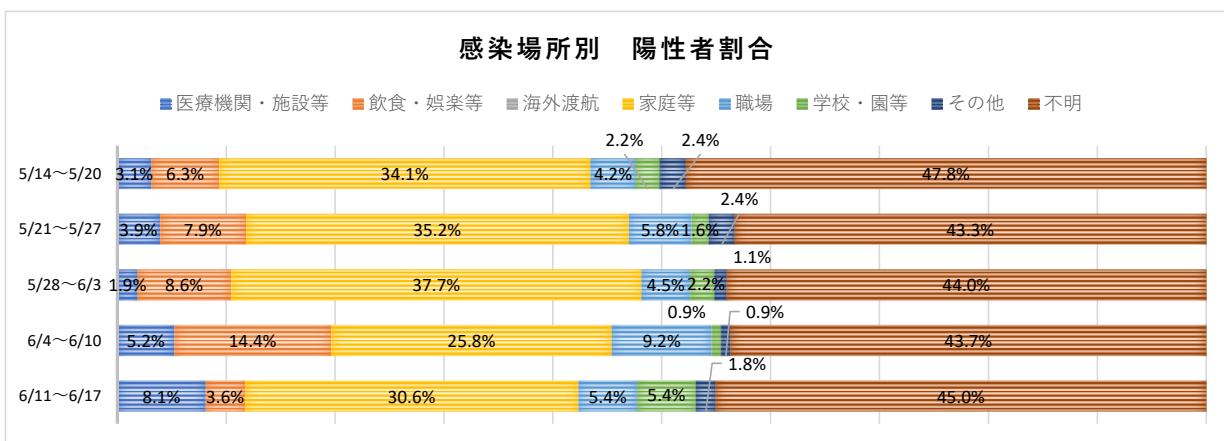
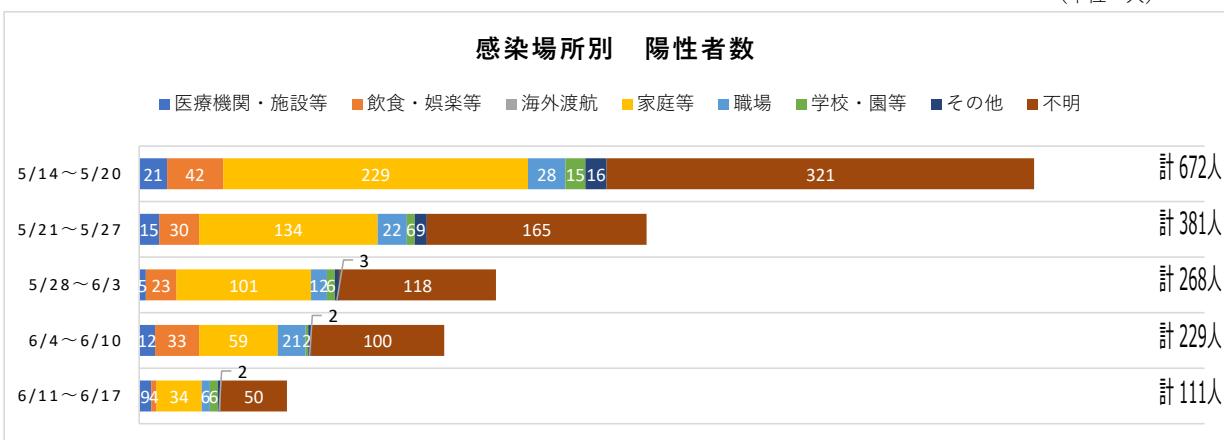
○年代別

(単位：人)



○感染場所別

(単位：人)



第48回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料から抜粋

京都府まん延防止等重点措置等（案）

6月18日
京都府

1 感染拡大を抑制するための取組

感染拡大を抑制するために6月21日から7月11日までの間、以下の取組を進めます。

〔感染拡大を抑制するための基本的な取組〕

○一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を！

- ・感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。鼻と口を完全におおい、すきまなく顔と密着させる正しいマスクの着用をお願いします。
- ・手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染予防対策を徹底してください。
- ・人ととの接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動してください。
- ・業種別ガイドラインを遵守してください。

（1）人の流れを抑制するために

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛してください。特に20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は、極力控えてください。
- ・事業者におかれでは、バーゲンセール等の催し物開催に関する広報を自粛し、人の密集が生じないよう十分留意してください。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないでください。

○新たな取組

人の流れを「リアルタイムで見える化」

- ・京都府ホームページ上やSNS配信により、京都府内の繁華街等の混雑状況等、人の流れをリアルタイムで視覚的に認知できることで、外出時の混雑回避に活用していただける仕組みを構築

(2) 安全に飲食店を利用するため

飲食店は感染防止対策に努力されています。利用者の皆さんも感染防止対策にご協力をお願いします。

- ・ 会話の時は正しくマスクを着用してください。
- ・ 発熱等の症状（発熱、咳、のどの痛み、息苦しさなど）など、体調不良の場合は、利用を控えてください。
- ・ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。
- ・ きょうとマナーを守ってください。

(参考)

<飲食時の「きょうとマナー」にご協力を！>

- 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- 会話の時はマスクを着用！
- 食事前、退店時には手指消毒を！
- お店では大声で話さないでください！
- 2時間、4人までを目安に
- ～5つのマナーが「京都の食文化」を守ります！～

○新たな取組

飲食店における感染防止対策の第三者認証制度

感染防止のための一定の基準を設け、基準項目の全てに取り組んでいる
飲食店に対して、第三者が認証する制度（現在、制度設計中）

(3) 職場等で感染を拡大させないために

- ・職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に取り組んでください。
- ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。
- ・職場における感染防止のための取組（事業場の換気励行、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、職員寮等の集団生活の場での対策等）を徹底してください。
- ・職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。

(4) 学校生活で感染を拡大させないために

[大学等]

- ・大学の授業や課外活動の前後などの会食は自粛してください。（「きょうとマナー」の厳守）
- ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等に出入りしないでください。
- ・学生に対して、次の行動について禁止するよう徹底してください。
 - ・営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り
 - ・クラブ・サークル等でのコンパの開催
 - ・大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊
 - ・食事中も含めた、マスクを外しての会話

[中学校・高等学校等]

- ・各学校の通学実態を踏まえて、公共交通機関が混雑する時間帯を避けるための時差登校等、通学時の密を避けるための取組を進めてください。
- ・クラブ活動等における感染防止対策を徹底してください。

(5) 発熱等の症状がある方へ

- ・発熱等の症状（発熱、咳、のどの痛み、息苦しさなどの症状）がある場合は、必ず仕事や学校を休み、かかりつけ医等に相談してください。
- ・自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗いを行ってください。
- ・極力個室で過ごして部屋から出ないようにし共有スペースの利用は最小限にしてください。

(6) 同居者に発熱等の症状がある方へ

- ・同居者の感染が判明し濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅待機してください。
- ・同居者に発熱等の症状がある場合は、自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗い、個室や間仕切り等による同居者の療養環境の確保を行ってください。
- ・同居者の職場・学校等でクラスターが発生している場合にも、同居者に発熱等の症状がある場合と同様に注意してください。

(7) 家庭内で感染を拡大させないために

- ・検温を習慣化し、体調管理に努めてください。何か症状が出たり体調の悪さを感じた時は必ず検温を行ってください。
- ・帰宅後には流水と石けんでの手洗い、アルコール消毒液を用いた手指消毒を徹底してください。
- ・自宅内では、ドアノブ、照明のスイッチなど、手で触れる共有部分は、こまめにふき取り清掃を行ってください。

(8) 通勤・通学等の感染予防のために

- ・公共交通機関を利用する場合、必ず正しくマスクを着用してください。
- ・公共交通機関を利用する場合、車内では会話を控えてください。

(9) ワクチン接種済の方も引き続き感染予防対策！

接種を完了した方も引き続き、マスク着用、手洗い、消毒などの感染予防対策をお願いします。

<ワクチン接種完了後も周りの人に配慮を>

- 周りの人は未接種かも知れません！
- コロナウイルスは手指についているかも知れません！
- 正しいマスクの着用や手指消毒などの感染対策は継続を！

2 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

飲食店等を営む皆さんに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。

(第31条の6第1項、第24条第9項)

[要請内容]

①対象施設

- ・飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、遊興施設※（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請は対象外であるが、酒類の提供の時間短縮要請は対象となる。

②対象期間

令和3年6月21日0時から7月11日24時まで

③対象区域・営業時間短縮・酒類提供時間

営業時間短縮	
京都市域（第31条の6第1項）	京都市以外の地域（第24条第9項）
・6月21日から7月11日まで (5時から20時まで)	・6月21日から7月11日まで (5時から21時まで)
酒類提供の時間	
京都市域（第31条の6第1項）	京都市以外の地域（第24条第9項）
・6月21日から7月11日まで (11時から19時まで)	・6月21日から7月11日まで (11時から20時30分まで)
営業にあたっての要請内容	
(第31条の6第1項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none">・従業員に対する検査を受けることの勧奨・入場をする者の整理等・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 (入場済みの方の退場を含む)・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気・マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知すること・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと。・カラオケ設備の使用を自粛すること。	(第24条第9項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none">・従業員に対する検査を受けることの勧奨・入場をする者の整理等・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 (入場済みの方の退場を含む)・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気・マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知すること・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと。・カラオケ設備の使用を自粛すること。・CO2センサーの設置を行うこと・業種別ガイドラインの遵守
(第24条第9項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none">・CO2センサーの設置を行うこと・業種別ガイドラインの遵守	

④酒類提供を行うために飲食店が満たすべき「一定の要件」

- (1) アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
- (2) 手指消毒の徹底
- (3) 食事中以外のマスク着用の推奨
- (4) 換気の徹底
- (5) 同一グループの入店は、原則4人以内

※府内全域に適用

※上記項目のチェックリストを作成・保存し、その写し（府による確認済みとなっているもの）を協力金申請時に提出すること。

⑤飲食店の感染防止対策の取組に対する認証制度

- ・現在、検討を進めている新型コロナ感染防止対策「第三者認証制度」に取り組むこと。

3 催し物（イベント等）開催の要請

イベント主催者等の皆さんに対し、以下の要件に沿った開催を要請します。

(特措法第24条第9項)

[要請内容]

①対象地域・期間

府全域

令和3年6月21日0時から7月11日24時まで

②人数上限・収容率

- ・ 5,000人以下
- ・ 大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの：100%以内
- ・ 大声での歓声、声援等が想定されるもの^(※)：50%以内

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内
では座席間隔を設けなくてもよい。

③開催時間

21時まで

④事前協議

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの
開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること。

4 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等の要請

以下の施設について、営業時間短縮等の要請を行います。 (特措法第24条第9項)

①対象地域・期間

- ・京都市
- ・令和3年6月21日0時から7月11日24時まで

②対象施設と要請内容等

(大型商業施設等)

施設の種類	内訳	1000 m ² 超	1000 m ² 以下
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	営業時間短縮 5時から20時まで	(法に基づかない働きかけ) 営業時間短縮 5時から20時まで
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等		(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)
③遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等		
④サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	1000 m ² 超	1000 m ² 以下
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請	(法に基づかない働きかけ) イベント開催の人数上限等要件の遵守
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	21時までの営業時間短縮要請	営業時間短縮 21時まで
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	ただし、イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮要請	ただし、イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮
④運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 テーマパーク、遊園地 等	イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請 20時までの営業時間短縮要請 イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請	(法に基づかない働きかけ) イベント開催の人数上限等要件の遵守 営業時間短縮 20時まで イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮
⑤博物館等	博物館、美術館 等		
⑥結婚式場	結婚式場	飲食店等に準ずる。	

※ 感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請

※ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請

※ 飲食店等の取扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容に準じる。

※ バーゲンセール等多くの集客を目的とした催し物開催に係る広報は控えて下さい。

(対策本部会議資料)

令和3年6月18日
保健福祉局

高齢者施設職員等に対するPCR検査の通所施設への拡大について

令和3年4月5日付で、国から、まん延防止等重点措置区域となった都道府県及び措置区域に定められた区域にある保健所設置市においては、高齢者施設職員等に対するPCR検査を週1回程度実施するように通知があり、緊急事態宣言が発出されている間も同様の実施が求められていることを踏まえ、4月26日以降、週1回程度の実施に取り組んでいるところです。

5月28日付で、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改訂され、検査対象について、これまでの入所施設だけでなく、デイサービス等の通所施設に拡大されました。

これを受け、本市でも、次のとおり検査対象を拡大しました。

1 新たに検査対象とした施設

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

⇒ 計627施設、検査対象者約9,700人増

【参考】拡大前の検査対象施設【512施設、検査対象者約18,000人】

特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム・ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所施設

2 検査と合わせて実施する施設内感染防止の取組

- 毎日、新しい生活様式に基づく生活を実践し、「症状チェックシート」「生活チェックシート」に記録する。
- 毎日、常時の又は定期的な換気を実践し、「換気チェックシート」に記録する。
- 感染対策研修動画（新型コロナウイルス、感染対策、個人防護具）を視聴する。
- 1箇月に1回以上、各部門の責任者が、感染対策の実施状況の点検、感染者発生を想定した初動対応の流れ等の確認・共有を行う。

3 緊急事態宣言の解除に伴う取扱い

京都府域において緊急事態宣言が解除されるが、本市域がまん延防止等重点措置区域の指定を受けている間は、引き続きPCR検査を週1回程度実施する。

＜参考＞高齢者施設の職員等への検査実施数

2月26日から4月22日結果判明分まで（令和3年2月4日付国通知に基づく検査）

検査実施数	陽性確定 (発生届提出)
17, 315	1

4月26日から6月16日結果判明分まで（令和3年4月5日付国通知に基づく重点的検査）

検査実施数	陽性確定 (発生届提出)
115, 485	25

＜参考＞抗原検査を用いた頻回自己検査によるクラスター抑制に対する実証研究

本市では、東京バイオマーカー・イノベーション技術研究組合（非営利共益法人）、医療法人財団足立病院と協定を締結し、「抗原検査を用いた継続的な頻回検査によるクラスター抑制等を目的とした実証研究」を共同推進しており、その取組の中で障害者支援施設等の職員に対し、抗原検査を週2回実施している。

○障害者支援施設等の職員に対する検査

期 間 5月20日（木）から2箇月間

施設数 計17施設（職員：632名）

※ 6月17日現在、陽性例1件。

○在宅障害者事業所

在宅重度障害者の支援を行う重度訪問介護事業所に対し、体調不良時や感染の心配がある際に活用できるよう、抗原検査キットをあらかじめ配布。

配付事業所数 59箇所

配付個数 1, 475個

※ 6月17日現在

本市所管施設の対応について

1 営業時間短縮について

まん延防止等重点措置に基づき、引き続き、本市所管施設（文化施設、体育館、公園等）の開館時間を午後8時（イベント開催時は午後9時）まで短縮します。

2 利用休止中の施設の取扱いについて

施設名	所管局	対応
京都市宇多野ユースホステル	産業観光局	引き続き閉鎖
京都総合観光案内所	産業観光局	引き続き閉鎖
高齢者施設（老人福祉センター等）	保健福祉局	6月21日から開館
観光駐車場（銀閣寺、清水寺、嵐山、高雄）	建設局	引き続き閉鎖
野外活動施設 花背山の家	教育委員会	6月21日から開館

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応 (6月21日~)

1 子育て支援施設における対応

(1) 保育園等（保育園、認定こども園、小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら、通常どおり運営しています。

イ 一時預かり事業

通常保育と同じ対応を基本としながら、保護者のニーズ等、各園の事情を踏まえて対応するものとします。

ウ 病児・病後児保育事業

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら、通常どおり運営しています。

ただし、当該事業の実施が、医療体制の確保に重大な影響を与える場合等には、事業の実施主体と個別に協議・検討の上、事業を中止することがあります。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ、各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）については、保育園等と同じ対応を基本としながら、保護者のニーズ等、各園の事情を踏まえて対応します。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら、通常どおり運営しています。

イ 自由来館事業、つどいの広場

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら、運営しています。

ウ 放課後まなび教室

感染拡大防止対策の徹底を図りながら、通常どおり運営します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

引き続き感染拡大防止対策等を行ったうえで、必要な支援を提供できるよう対応するものとします。

(5) こどもみらい館

○ 「こども元気ランド」については、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、下記のとおり運営します。

・利用時間 午前9時～11時、正午～午後2時、

午後3時～午後4時半の3回入替え制

・定 員 各回50人

・利用方法 【平 日】当日来館された方の先着順（予約不要）

【土日祝】こどもみらい館ホームページから事前予約が必要

なお、引き続き、「ストリートオルガン」の実施と「木の砂場」の利用は休止します。

○ 会議室等の貸館については、20時まで運営します。

(6) こども体育館、青少年活動センター、ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」、百井青少年村など

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら、運営します。

なお、青少年活動センター（※）や一部施設の貸館については、20時までとなります。

（※）開館時間短縮日も電話での問い合わせは21時まで受け付けます。

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら、相談等を実施しています。

乳幼児健康診査については、現在実施している4箇月児健診に加え、8箇月児・1歳6箇月児・3歳児の健診を再開します。

3 市立学校・幼稚園における対応（教育委員会）

市立学校・幼稚園では、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、引き続き、教育活動を行います。

また、市立幼稚園における預かり保育についても、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、引き続き、実施します。

令和3年6月18日

(対策本部会議資料)

教育委員会
子ども若者はぐくみ局

まん延防止等重点措置期間中の市立学校園の教育活動・図書館等の対応について

1 市立学校園での教育活動等について

(1) 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の取扱い

緊急事態措置期間中は中止としている「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」(※)について、緊急事態措置解除後のまん延防止等重点措置期間中は、3つの密の回避の徹底、回数・時間を絞る等の感染症対策を講じた上で「実施可能」とする。

(※) 長時間や近距離での対面式のグループワーク

音楽での合唱や管楽器の演奏、家庭科等での調理実習、体育等での密集する運動 等

(2) 水泳授業

感染症対策はもとより、児童生徒の健康面に十分留意して実施する。

(3) 泊を伴う校外活動（修学旅行、花背山の家 等）

ア 修学旅行は行き先に留意しながら実施する。また、花背山の家を利用した自然体験活動についても実施する。

イ その他の泊を伴う校外活動については、市内外を問わず、中止又は延期とする。

(4) 部活動

ア 小学校

校内限定の活動で、部活動を再開する。但し、各校の実態や児童の体調を考慮しながら段階的に再開する。

イ 中学校・総合支援学校・高等学校 (※京都府と同じ取扱い)

・7月2日（金）までは、大会等参加を除き、校内限定での活動を継続する（練習時間は部活動ガイドラインに則った取扱いとする。）

＜中：平日2時間・休日3時間以内／高：平日3時間・休日4時間以内＞

・7月3日（土）から、京都府内限定で、対外試合実施と宿泊を伴う活動を可能とする。

・7月12日（月）から、府県をまたぐ移動・宿泊を可能とする。

(5) オンライン授業の実施等、一人一台のPC端末を積極的かつ最大限に活用

引き続き、臨時休業への対応や登校不安等、様々な状況に柔軟に対応しながら、持続的に、子どもの教育を保障。

(6) 偏見や差別は許されないことの啓発、指導の徹底と児童生徒・教職員等の心のケア、「こども相談24時間ホットライン」の短縮ダイヤル「#7333」（令和3年4月～）をはじめ、相談窓口の周知を促進。

(7) PTAや地域諸団体等による学校施設の利用等については、引き続き、放課後（児童生徒の完全下校後）及び休日のみの使用とし、20時まで可能とする。

裏面あり

2 市立図書館について

引き続き、午後7時までの開館とする。

また、座席数を半数以下にしたうえでの閲覧席の利用や対面でのレンタルを再開する。

3 学校外におけるスポーツ活動について（京都市スポーツ少年団）

- ・7月2日（金）までは、大会等参加を除き、自単位団内限定での活動を継続する。
- ・7月3日（土）から、京都府内限定で、対外試合実施と宿泊を伴う活動を可能とする。
- ・7月12日（月）から、府県をまたぐ移動・宿泊を可能とする。

(京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料)

令和 3 年 6 月 18 日
交 通 局

京都府における緊急事態宣言解除後の市バス・地下鉄の運行等について

京都府における緊急事態宣言が解除されることを踏まえ、現在市バス・地下鉄で実施している終電繩上げ等について下記のとおり対応いたします。

記

1 解除する取組

(1) 市バス

終発繩上げ（6月21日（月）から通常運行再開）

(2) 地下鉄

ア 終電繩上げ（6月21日（月）から通常運行再開）

イ 土休日の減便（6月26日（土）から通常運行再開）

2 当面継続する取組

(1) 市バス

ア 深夜バスの運休

イ 急行系統及び京都岡崎ループの運休

(2) 地下鉄

深夜便「コトキン・ライナー」の運休

(3) 主要ターミナルへの検温機器の設置

主要8駅14箇所及びバスターミナル2箇所

3 お客様への周知

市バス・地下鉄を御利用のお客様に対しては、交通局ホームページのほか、市バス停留所（対象箇所のみ）、市バス車内、地下鉄駅、地下鉄車内等でお知らせします。